

Title	ラルフ・ダーレンドルフの民主主義論
Sub Title	Ralf Dahrendorf's Theory of Democracy
Author	加藤, 秀治郎(Kato, Shujiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.2 (1989. 2) ,p.23- 40
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890228-0023">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890228-0023</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ラルフ・ダーレンドルフの民主主義論

加藤 秀治 郎

- 一、はじめに
- 二、ゴバーの認識論による民主主義擁護の試み
- 三、代議制民主主義の擁護
- 四、市民権の論理のパラドックス
- 五、先進諸国の政治過程の硬直化
- 六、新しい政治的公衆の創出による統治能力の高度化

## 一、はじめに

ラルフ・ダーレンドルフ (Ralf Dahrendorf) の研究領域は、たいへん広範囲に及んでいる。時期的に追ってみると、まず哲学でスタートを切り<sup>(1)</sup>、社会学にコンバートするが、初期には、その中でも産業社会学、経営社会学の著作を進め<sup>(2)</sup>、次いで社会変動論や役割理論で独自の展開を見せ<sup>(3)</sup>、国際的な社会学者としての名を確立した。さらにはドイツ社

会の経験的な分析を進めながら、<sup>(4)</sup>現実政治へのコミットを深めていった。そしてそこでの経験を生かす形で、再び研究生活に戻り、政治・社会理論に新境地を拓き、歴史哲学、政治経済学へと手を広げ、<sup>(5)</sup>その研究領域は現在では、アダム・スミスの時代の意味での政治経済学、あるいはマックス・ウェーバーの時代の意味の社会経済学<sup>(6)</sup>としか呼びようのないほど、包括的なものとなっている。

しかし、一般にわが国では、彼の理論に関する検討が偏ったものとなっており、不十分な紹介しかなされていない。まず、社会学者の間では、彼の比較的初期の階級理論や、せいぜい役割理論に言及して事たれりとする傾向が強く、それ以後の理論的展開があまり検討されていないことである。また政治学者の間では、彼は初めから社会学者としてのみ捉えられ、まともに読まれないまま今日に至っているように思われる。これはヨーロッパでの彼の著作に対する関心の払われ方と比べると、バランスを失っていること甚だしいと言わなければならない。

そこで本稿では、彼の多面的な著作活動のうち、後期になってより明確に展開されるようになった民主主義論を重点的に紹介し、知的エア・ポケットを埋める一助としたい。具体的には、(1)ポパーの認識論に依拠した民主主義擁護論の試み、(2)新しい形での代議制民主主義の擁護論、(3)市民権の論理のパラドックスの指摘、(4)現代民主主義諸国における政治過程の硬直化の分析、(5)統治能力の高度化のための《新しい政治的公衆》の創出の主張、などの点について考察することとしたい。

## 二、ポパーの認識論による民主主義擁護の試み

古くから民主主義の主張は、いろいろな論拠に基づいてなされてきたが、ダーレンドルフはポパー(Karl R. Popper)の認識論に即して民主主義の擁護を試みる。彼は「ポパーのアプローチからの政治理論を展開すること」を自己の主

要関心事としており、この領域の研究は、ダーレンドルフの著作の中でも中心的位置を占めるものである。

ポパーの主張は、簡単に要約するならば、科学においては真理が確定しえないがゆえに、多様な学説の競合可能性を保ち、認識の進歩を図らなければならない、というものであるが、ダーレンドルフはその議論を政治の場に移し、次のように議論する。<sup>(8)</sup>つまり、政治においては善や正義を確定しえないがゆえに、異なった考えをもつ政治勢力の競合を保つことで進歩を図らなければならない、というのである。

ポパーの認識論は、論理実証主義に近いように誤解されがちであるが、彼はむしろ反論理実証主義者(anti-positivist)であり、<sup>(9)</sup>論理実証主義者が科学の基準を検証(verification)の可能性に求めているのを批判して、<sup>(10)</sup>反証可能性(falsifiability)に基準を求める。

検証可能性と反証可能性の相違は小さいもののように思われるかもしれませんが、それゆえにポパーを論理実証主義者とする誤解が絶えないのだが、両者は理論の真理性の判断で決定的に異なる。検証可能性の主張は、どんな命題も真偽が観察によって検証されるものでなければ無意味であるとするわけであり、テスト可能性を説くところまでは、反証可能性と同じだが、その先で決定的に異なる。論理実証主義者は、ある命題が実験によって証明されると、それをもって検証されたとし、その理論の真理性(あるいは「確からしさ」)を認定するわけだが、ポパーはこれに真つ向から反対する。つまり、仮に一度、テストにパスしたとしても、その次のテストで否定されるかもしれない、そうならばその理論はくつがえされる以上、検証など不可能だというのである。そこでポパーは確証(corroboration)の概念を提出する。命題がテストにパスした場合、ポパーはそれが「確証された」というわけだが、「理論が『確証』を得たということ」は、それが今のところ反証されておらず、それ故に、今のところでは、それを放棄すべき理由が存在しないということ<sup>(11)</sup>なのであり、ここには「完全・不完全とわず如何なる程度のものであれ、真理性の観念は」含まれていないのである。

要するに、真理は永遠に不確定であり、だからこそポパーは、科学者に自ら進んで自説の反証を求める「批判的態度」を要請する。ダーレンドルフはこのポパーの主張を支持しながら、そのための制度を整えることを強調する。個々人の態度は「個々の学者の資質を決定するが、科学研究の将来を決定しはしない」ので、態度以上に重要なのは、「科学の批判が十分行われる場を制度的に準備することである」というのである<sup>(12)</sup>。

また、ここではポパーが「知識の成長」すなわち「真理への接近」という観念を抱いていたことを見落としてはならない。「認識は、特にわれわれの誤謬の発見によって、試行錯誤的・漸進的に真理に接近しうる」という点である<sup>(13)</sup>。

さて、真理をめぐる不確定性から科学理論の競争が必要とされたわけだが、このような「科学の約束」からのアナロジーで民主主義の「ゲームの規則」をより説得的に根拠づけられないか、というのがダーレンドルフの関心である。「われわれはどんな社会秩序の形態が究極的に満足すべき、善い、公正なものであるかを誰も知らない、あるいは誰も知りえないと仮定している」が、これは「善に関する不確定性」あるいは「正義 (Justice) に関する不確定性」である。だとすれば「不確定性は、競争と、社会的・政治的紛争と、この紛争のために適した諸条件を保証する諸制度を必要とする」ということで、民主主義を擁護するのである<sup>(14)</sup>。

この点については、実はポパーの主張の中に、既に原型が窺える。ポパーは科学における命題と、政治における提案は、原理的には異なるものでありながら、重要な共通点があるという。事実認識で真理に試行錯誤的に接近できるように、政治でも善や正義へ試行錯誤的に前進できる<sup>(15)</sup>、というのがそれである。ここには、価値相対主義から民主主義を論拠づけようとしたケルゼン (Hans Kelsen) やラートブルフ (Gustav Radbruch) などとは別の主張が出されている<sup>(16)</sup>。

ダーレンドルフの主張は、ポパーのこの議論を受けてのものであり、紛争と制度化を強調してこう述べている。「何が真実であり、何が正義であるかを認知しえないがゆえに、科学と政治において競争を必要としているのであり、

この競争は、それがある種の制度にまで作りあげられる場合にのみ発達する。批判的科学与代議制民主主義の諸制度は、自由の領域における進歩の条件であり、かくして科学与政治が営まれる際のまさに目標なのである<sup>(17)</sup>と。

### 三、代議制民主主義の擁護

民主主義についてダーレンドルフは、もう一点、注目すべき主張を展開している。それは直接民主主義に対して代議制民主主義を積極的に擁護することである。代議制民主主義は、直接民主主義が実際のな事情から不可能だというような消極的理由で採用されるのではなく、自由民主主義の核心的要請に即した形態だからという積極的理由によって採用される、というのである。

その論拠として二つのことがあげられる。一つは逆説的だが、代議制こそが多数者の意思を政治に反映させるものだという主張である。いわゆる「声の大きい少数派」<sup>(18)</sup>に対して、多数者を擁護し、多数者の選択による政策の決定を可能たらしめるのは、代議制だというのである。

もう一つは、市民の政治参加が、市民権の拡大、市民の自由な生活条件の向上という要請から生まれたものであり、それに見合うのは代議制であるという主張である。つまり、「参加には目的があるものであり、その目的は変革<sup>チェンジ</sup>なのである」<sup>(19)</sup>が、直接民主主義的に「全ての事柄に、すべての人が恒常的に参加する」ということは、この目的に全くかなっていない<sup>(19)</sup>。ここでは彼が代表者に次のような理念を託していることを忘れてはならない。「リーダーシップの發揮、つまり全ての人が受け入れる以前にイノベーションを導入すること」<sup>(20)</sup>がそれである。

いまでもなく自由民主主義は、自由主義の要請と民主主義の要請が融合した形で成立したものだ<sup>(20)</sup>が、ダーレンドルフは代議制こそが自由民主主義の要請を満たすものだ<sup>(20)</sup>というのである。つまり、代表者が選挙民より先に立つ形で、

リーダーシップを発揮してイノベーションを導入するという点で自由主義的要請をみたし、同時に選挙などにより「市民の支持というテスト」<sup>(21)</sup>にかけることで民主主義的要請に応えるという形で、うまく自由民主主義的要請に合致しているのが代議制であるという。<sup>(22)</sup>

ここでの彼の民主主義の理解は一般的なものだが、自由主義の理解については、注釈を加えておかなければならないかも知れない。彼の自由主義は、J・S・ミル(John Stuart Mill)の系譜をひくもので、人類がそれぞれの個性を自己の選択にもとづき最高度に、また最も調和的に発展せしめることを至上のものとする立場であり、<sup>(23)</sup>そのための社会構造上の条件をより豊かにしていくことを重視するものである。「最大多数の最大ライフ・チャンス」と彼がいうのはそのことだが、<sup>(24)</sup>そのための変革を絶えず追求していくことが重要なわけであり、彼にあっては自由主義的な政治か否かの基準は、イノベーションの導入能力にかかっているのである。<sup>(25)</sup>

#### 四、市民権の論理のパラドックス

このような自由主義的民主主義論に立つダーレンドルフの目的は、今日の先進社会の政治過程は、「それとは反対の方向に向かう趨勢が強い」<sup>(26)</sup>ものと映る。一つは市民権の論理からする政治参加の要求の増大、およびその帰結としての政治参加の形態の変化であり、もう一つは硬直的な圧力政治の進行である。

まず政治参加の要求と形態の変化である。参加の要求は、市民権(citizenship)の拡大に伴い、新たな段階に達しようとしているが、それについては市民権の論理の発展を見おこななければならない。ダーレンドルフは、T・H・マーシャル(Thomas H. Marshall)の説に従って市民権の論理の漸進的拡大の過程を次のように跡づける。

「まずその過程は、すべての人が法の下に平等であるという、人権の考えから始まった。だが、法律を制定する権

力が少数者に限定されているなら、《法の下の平等》はほとんど意味をなさないわけであり、法的平等は、政治的平等、結社の自由、言論の自由、普通選挙権によって補われるようになった。だがまた、これだけでは不十分なことがまもなく明白になる。もし適切な教育を受けられなかったり、自分の生活が他人の専断に委ねられていたり、病気や老後のことで不安にさらされていたりするなら、《法の下の平等》にどんな意味があるのだろうか、という疑問が提起されてきた。そして今日では、社会的市民権を確保する過程は終わりのない過程だということが、周知のこととなっている。最低賃金、老齢年金、健康保険、一定水準の住宅、教育、といったものに対する権利は、ズラリと続く長いリストの冒頭にすぎず、このリストにはたぶん終わりがないのである<sup>(27)</sup>。

この過程は、政治的領域では次のような展開を見せている。つまり、従来の参政権の理論では、市民に「代議政治の過程への参加者」という地位が付与されていたが、これを越える要求が高まってきたのである。この傾向はいまだ《機会の平等》から《結果の平等》<sup>(28)</sup>へ向かう傾向ほど強くはないが、《参加の平等な権利》から《平等な参加》<sup>(29)</sup>そのものへと向かいつつあるのである。直接参加に向かうこの傾向は、直接民主主義的制度の拡大や住民運動の高揚となって現れているが、その一面として「代表者」(representative)を「代理人」(delegate)へと変える作用を及ぼしている。イニシアティブを發揮すべき代表者が、選挙民の是認を得られないと何もできなくなるわけで、停滞を招くことになるという<sup>(30)</sup>。また、そこでは逆説的ながら、活動家など「声の大きい少数派」の意思が過剰に反映されるようになり、代表者はごく小さなグループの代弁者に転落するという<sup>(31)</sup>。

結局、「過剰な参加は、過少な参加と同様、政治的停滞を招く」<sup>(32)</sup>ことになるのである。この点でもまた、《すべての者のすべての事への不断の参加》という理論的に純粹な民主主義の主張が、現実には不毛なものであることが明らかだと説いて、代議政治の価値の再評価を訴えるのである<sup>(33)</sup>。

また、市民権の論理にはこれとは別の一面がある。市民の権利を保護するためとして、公的な干渉を許さない領域



を設定することであり、彼が「不当な自治権」(false autonomy)の行使とか「聖域」(sanctuaries)扱いの要求と呼ぶものがそれである。ダーレンドルフがあげている例では、ドイツにおける労使協定による賃金決定がそれで、これは一定の条件の下では機能したものの、確立されてしまうと、条件のいかんを問わず、所得政策など公的介入を一切拒否することにつながるという<sup>(34)</sup>。また、彼の行論から予想される例をあげると、市民権の論理から完全雇用が言いだされると、失業者を出してはならないということから特定産業さらには特定企業を保護し始めることにつながるが、それが既得権と化して、政策変更の余地を認めなくなることもそうである。

つまり、一般的な法やルールから隔離された「聖域」を求めることであり、そのような「一般公衆の介入を許さない、保護された聖域を求める要望が強まると」、その結果、「政治社会の断片化が進行することとなる」。こうして「諸領域において市民権の名で、統治されるのを拒否する動きが進むと、全体としての社会は統治不可能となるのである」<sup>(35)</sup>。

これまた、市民権の論理が自己展開して、本来の目的に反するものとなっていく傾向の一面であり、ダーレンドルフはこの傾向を、「完全な市民」<sup>(36)</sup>を求めようとするものの「パラドックス」と呼んで、これに警告を発している。

## 五、先進諸国の政治過程の硬直化

前節で見たように過剰な参加の傾向と、公的介入を拒否する部分的自治権の主張によって、先進社会の政治過程は硬直化してきているが、これに圧力政治の進行が重なり、さらに硬直化の度合いを深めている。特殊利益集団の中心は、経営者団体と労働組合であり、この巨大な圧力団体はよく組織化されているために、過剰な政治的影響力を行使できるようにしており、政府を麻痺状態に追込んでいる<sup>(37)</sup>。この他にもよく組織化された圧力団体が存在し、多大な

影響力を行使しており、統治能力 (Governability) の低下という事態が生じている。<sup>(38)</sup> また、コーポラティズムの現象に見られるように、特殊利益集団の間で連合が形成されることによって、主要な圧力団体が不利益を被るような政策を許さない体制ができ、政治社会は現状のまま硬化、硬直化が進み、イノベーションが妨げられるのである。<sup>(39)</sup>

かくして、「過剰な参加」と「圧力政治」によって政治過程は硬直化し、そのためにイノベーションの導入は困難となっているが、これはたいへん危険な状況であるという。社会変動がスローダウンすることは、「革命的状況」を招くこととなるからである。ポパーのいう漸進的社会工学の立場から、絶えずイノベーションを進めることを説くダーレンドルフにとって、漸進的な変革のない社会は、革命という「劇的な変革でのみ事態が打開される状況」のことだからである。<sup>(40)</sup>

さて、このように先進社会では、基調として政治的硬直化が進化しているが、これと一面で異なる状況を表面的に見せているのは、アド・ホックな住民運動など新しい社会運動のためである。ここでは、矛盾する要求がそのまま政治過程に持ち込まれることになっており、政局は状況的性格をおび、騒々しく局面展開し、《偶発政治》 (Episodenpolitik) が生まれるという。<sup>(41)</sup>

新しい社会運動の高揚といった現象を、ダーレンドルフは「生活領域の不均衡」 (Disparities in realms of life) という概念で説明する。マルクス (Karl Marx) が描いたような、全面的な階級対立の政治が終わっただけでなく、S・M・リップセット (Seymour M. Lipset) のいう「民主的な階級闘争」 (democratic class struggle) ですら、今日の先進社会の政治は説明できないという。

「階級間の公然たる暴力的な紛争 (conflict) の時代は、もちろん過ぎ去っている。階級は組織化されてきたのであり、この数十年間、西欧の政治は、アメリカの社会学者 S・M・リップセットのいう『民主的な階級闘争』によって特徴づけられるものであった。リップセットがいうのは、全般的にいつて現状に満足している人々と、改革を要求する人々

の、それぞれ組織化された利害関係者<sup>イ、レ、ス、ト</sup>の間での、秩序ある紛争のことである。一九七〇年代に入るまでは、この図式は西欧の現象を記述するのに有益なものであったし、この図式の幾分かは今なお現実である。しかし、政治の社会基盤についての包括的記述としては、この図式はもはや説得力をもたなくなっている<sup>(42)</sup>。

そして、「生活領域での不均衡」が階級に取って代わったのだという。

「複雑そうに聞こえるこの概念は、その実、まったく単純なものである。『生活領域での不均衡』というのは、もはや殆どの人が全面的に特権化されたり、逆に全面的に不利益を受けるということはないが、幾つかの点で不利益を被っていることをいう。例えば、職業や所得にはまったく満足している人が、少数民族や女性だということと差別を感じていることである。また、多くの点では満足しているのだが、環境や公共輸送機関の悪化で不利益を被ったりしている。……しかし、それら不利益は人々の政治的見解の全般を規定するほどのものではない。ここでは、多くの点で保守的でありながら、ラディカルな環境保護主義者であったり、またはその逆のようなケースも全く可能なのである。この数十年間の重要な現象のひとつは社会運動だが、その背景にあるのはこの不均衡である。ほとんどの社会運動は、多くの人々に影響を及ぼす部分的不利益をめぐって形成されている<sup>(43)</sup>。

これら社会運動は、単一争点をめぐって形成されているものであり、それを横断的に連携させる試みがないわけではないが、その本質からして、それらの「社会運動は必然的にバラバラなままであり」、「新政治勢力が結集」されることはない、という。その結果、「混沌とした状況」が生み出されるだけで、《偶発政治》を招いているのだという<sup>(44)</sup>。

## 六、新しい政治的公衆の創出による統治能力の高度化

ここから議論は統治能力の問題に入るが、彼にとって統治能力とは、「革命を起こさずに変革<sup>チェンジ</sup>を促進し、達成する<sup>(45)</sup>」

能力のことであり、この能力が先進社会で低下していることが問題となるのである。ところが、ハンティントン(Samuel P. Huntington)やハイルブローナー(Robert L. Heilbroner)らの議論では、法や秩序を維持するために権威を復活させることが説かれており、ダーレンドルフは、そのような時代を逆転させる試みを批判し、《新しい政治的公衆》<sup>(47)</sup>の創出によって統治能力を回復するものでなければならぬ、という。<sup>(48)</sup>

この点についての叙述には、曖昧な点も多く理解しがたいが、筆者なりに補足しながら述べると、大要次のような主張がなされている。

複雑な現代社会にあっては、人々は複数の集団に重層的に加入しており、それだけ多くの社会的役割を担い、複雑な利害関係の中に立たされている。労組員も家に帰ればコミュニティの生活者であり、父親として教育に関心を示すし、週末には余暇を楽しむのである。つまり、「われわれは皆、きわめて多様な利害の交差する地点に立っている。利害は部分的には相互に矛盾するものがあり、同じ人物が時々によって矛盾する態度をとるようなことがある」<sup>(49)</sup>のはこのためである。

これは、「同一の人が、多様な希望、願望を持っている」ということでもある。ところが、現実の政治では、会社とか組合、教会などの所属で一義的に政治行動が規定されがちであり、ここに政治社会の硬直化、動脈硬化症<sup>(50)</sup>が生じている。これに対する抵抗が、社会運動などを生んでいるが、それは先に見たように部分的なものではない。

この状況を打破することが統治能力の回復につながるのだが、そのためには個々人が「自分のいくつかの社会的役割のどれか一つだけによって行動が決定されてしまわないような枠組をつくりだす」必要がある。つまり、「特定の所属だけによらず、利害関心の複雑な枠組にたつて政治的決定を下すことができるように」<sup>(51)</sup>していくことであり、まるとの個人のライフ・チャンスの向上のために、市民を再組織化していくことがそれである。《新しい政治的公衆》<sup>(51)</sup>とは、このようなものが理念化されたものといえよう。

しかし、この理念の現実化は容易ではない。ダーレンドルフはこういう。「新しいタイプの利害関心が生まれていく。それは大組織のもつ権力をチェックし、大組織の支配から自由でありたいという個々人の願望である」。だが、その願望を担う政党は現れていないので、「結果として、重要な利害関心が、公的政治には表出されなまま鬱積している。ということとは、それが非公式な形で、また予測不可能な形で表出されているということであり、大量の棄権となったり、「大半の人々の間に形成されている」合意から外れた「反体制的な」政党や候補者への投票となったり、エコロジー運動や反税運動などのような状況的な抵抗運動の形で表出しているのである<sup>(52)</sup>。選挙における浮動票の増大も、その表れであろう<sup>(53)</sup>。

ダーレンドルフは《新しい政治的公衆》を結集するという課題を担いうる可能性を最も多くひめている勢力は、自由主義政党だとして、それに期待をかけており、自由主義政党がこの「未来のプログラム」にそって活動できるならば国民党への成長が期待できるとしている<sup>(54)</sup>。

どの勢力がその主体になるにせよ、今日の政治社会の硬直化を打破し、統治能力の高度化をはたすための鍵は、《新しい政治的公衆》の形成にあるのである。

〔※〕 本稿は、筆者が以前にまとめた「R・ダーレンドルフ——現代社会における変革と自由」（白鳥令編『現代政治学の理論』早稲田大学出版部、一九八五年）の第四節「民主主義論」に大幅に加筆してなったものである。なお本稿では紙幅の制約で、本稿のテーマと関連のある、ダーレンドルフの自由主義やライブ・チャンスの概念などを詳しく説明できなかった。それらについては、ダーレンドルフの政治・社会理論の全般を解説した同論文を参照されたい。

(1) *Marx in Perspektive*, Dietz: Hannover, 1953 (この本は後に次のタイトルで再版された)。 *Die Idee des Gerechten im Denken von Karl Marx*, Verlag für Literatur und Zeitgeschehen: Hannover, 1971。

- (2) *Industrie- und Betriebssoziologie*, W. de Gruyter: Berlin, 1956 (池内信行・鈴木英寿訳『産業社会学』千倉書房、一九六一年)や『*Sozialstruktur des Betriebes*, Betriebswirtschaftlicher Verlag: Wiesbaden, 1959, 1972 (石坂巖・鈴木秀一・池内秀口訳『経営社会学』三嶺書房、一九八五年)など。
- (3) *Class and Class Conflict in Industrial Society*, Stanford Univ. Press: Stanford, 1959 (宮永健一訳『産業社会における階級および階級闘争』ダイヤモンド社、一九六四年)、『*Homo Sociologicus*, Westdeutscher Verlag: Opladen, 1959 (橋本和幸訳『ホモ・ソシオロジクス』ミネルヴァ書房、一九七三年)、『*Essays in the Theory of Society*, Stanford Univ. Press: Stanford, 1968 (邦訳は二巻に分けて刊行されている。橋本和幸・鈴木正仁・平松闊訳『ノート・ビーからの脱出』『価値と社会科学』ミネルヴァ書房、一九七五年)など。
- (4) *Gesellschaft und Demokratie in Deutschland*, R. Piper: München, 1965.
- (5) *The New Liberty*, Routledge & Kegan Paul: London, 1975 (加藤秀治郎訳『現代文明とどう「自由」とは何か』T B Sブリタニカ、一九八八年)、『*Lebenschancen*, Suhrkamp Verlag: Frankfurt, 1979 (吉田博司・田中康夫・加藤秀治郎訳『新しい自由主義——ライフ・チャンス』学陽書房、一九八七年)、『*On Britain*, British Broadcasting Corporation: London, 1982 (大野亮一訳『なぜ英国は「失敗」したか?』T B Sブリタニカ、一九八四年)など。
- (6) 現在では、社会学者ではなく社会科学者を自称している (Ralf Dahrendorf, *Der Liberalismus und Europa*, R. Piper: München, 1980, S. 59.)。
- (7) あるインタビューでのダーレンドルフの回答: Bob Mullan (eds), *Sociologists on Sociology*, Croom Helm London, 1987, p. 57. なお、その前後でダーレンドルフは次のような興味深い発言をしている。「ボニーはかつて私にこう言ったことがありますが、『もし私(ボニー)が政治理論について著作をしていたなら、あなた(ダーレンドルフ)が現在、書いているようなことを著していたと思います。あなたは私の考えを完全に理解してくれている唯一の人物です。だが、もちろん私には果たさなければならぬもっと重要な仕事が多くあり、そちらに集中しなければなりません』と。言い換えるなら、ボニーは政治理論をそれほど重視してはいないということです。……だが私には、将来、ボニーは自然科学へのいくつかの貢献よりも、『開かれた社会』(*Open Society*)を著したことで長く記憶されると思われるのです」。
- (8) ドイツ社会学界で著名な「実証主義論争」を学会のテーマとしたのはダーレンドルフだが、それは認識論的、科学理論的立場と、政治理論的立場の関連に人々の注意を引くためでもあった。参照: Dahrendorf, „Anmerkungen zur Diskussion der Referate von Karl R. Popper und Theodor W. Adorno“, in: Th. W. Adorno u. a., *Der Positivismusstreit in der deutschen*

- Soziologie*, Luchterhand: Darmstadt, 1972, SS. 150-2. (ダーレンドルフ「報告をめぐる討論への注解」、アドルノ他、浜井修他訳『社会科学の論理』河出書房新社、一九七九年、一五七—八頁)。
- (9) Bryan Magee, *Popper*, Collins: Fontana, 1973, pp. 48-9. (森博監訳『カール・ポパー』富士社会教育センター、一九八〇年、六一—三頁)。
- (10) Karl Popper, "Science — Conjectures and Refutations", in: Popper, *Conjectures and Refutations*, Routledge & Kegan Paul: London, 1963. (「科学——推測と論駁」ポパー他、碧海純一他訳『批判的合理主義』ダイヤモンド社、一九七四年、一〇頁)。
- (11) 高島弘文『カール・ポパーの哲学』東京大学出版会、一九七四年、五一—三頁。
- (12) Dahrendorf, *Essays in the Theory of Society*, p. 245. (邦訳『ユートピアからの脱出』一七二頁)。
- (13) 碧海純一「経験主義・民主主義・自由主義」(尾高朝雄教授追悼論文編集委員会編『自由の法理』有斐閣、一九六三年、五三—三頁)。なお、この論文は碧海純一『合理主義の復権』木鐸社、一九七三年、にも取められている。
- (14) Dahrendorf, *Essays in the Theory of Society*, p. 247. (邦訳『ユートピアからの脱出』一七五—六頁)。
- (15) Karl R. Popper, *The Open Society and Its Enemies*, Routledge & Kegan Paul: London, 5th eds, 1966, pp. 381-6. (武田弘道訳『自由社会の哲学とその論敵』世界思想社、一九七三年、四四六—五一頁)。なお、この点については碧海純一「前掲論文(注13)」、五五五頁に示唆をえた。
- (16) 碧海純一「前掲論文(注13)」、五三七—四〇頁。
- (17) Dahrendorf, *Essays in the Theory of Society*, p. 255. (邦訳『ユートピアからの脱出』一八七頁)。「コンビ」『進歩』というのは、ポパーと同様、価値相対主義とは別の立場から民主主義を論拠づけているためである。また、「制度」を強調しているのは、社会学者であるダーレンドルフらしい議論といえよう。
- (18) Dahrendorf, *The New Liberty*, p. 47. (邦訳『九五頁』)。
- (19) *Idem*, p. 47. (邦訳『九六頁』)。
- (20) *Idem*, p. 46. (邦訳『九四頁』)。
- (21) *Idem*, p. 47. (邦訳『九五頁』)。「正確には次の表現である。『代議政治を支持する論拠は特に、社会を変革(change)し、新しい出発を求めさせるという事に存する。それはまた、全てのイノベーションを(市民の支持というテスト)にかけさせるという点にもある。』」

- (22) この点は彼が、冷徹な人間観に立つて権力機構のあり方を考察したことで有名な「ザ・フェデラリスト」に多くを学んだと述べていることから良く理解されよう (*Der Liberalismus und Europa*, S. 34)。「ザ・フェデラリスト」の抄訳は、斎藤真訳で『世界の名著』(中公・バックス版・第四〇巻、中央公論社、一九八〇年)にある。三一、三三八、三四〇、三四一、三六三―四、三七〇、三七九頁などの箇所がダーレンドルフの主張との関連で注目される。同書が評価されるのは、一言でいうなら「権力分散の要請にこたえながらしかも政府の安定性と活動性を確保しようとする政治体制を構築しようとした」ことであろう(阿部斉「アメリカ独立革命の政治思想」、有賀弘他編『政治思想史の基礎知識』有斐閣、一九七七年、一八七頁)。この文脈では「活動性」という点に注目されたい。
- (23) J. S. Mill, *On Liberty*, 1859 (塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波書店、一九七一年、一一五―七頁)。
- (24) ダーレンドルフの自由主義は「消極的自由」論に対する批判の上に立っているのは明白だが、いわゆる「積極的自由」論への批判も含んでおり、彼自身は自由の必要条件を維持しながら、十分条件を拡大していく立場と規定している。参照、加藤秀治郎「R・ダーレンドルフ」(白鳥令編『現代政治学の理論』(統)早稲田大学出版部、一九八五年、二〇―四頁)。
- (25) ダーレンドルフによれば、イノベーションの導入能力が高いのはヨーロッパ諸国よりはアメリカということである。参照、Dahrendorf, *The New Liberty*, p. 57. (邦訳、一一四頁)。これは「ザ・フェデラリスト」への高い評価から分かるように、アメリカ憲法のもつ活動性によると考えられていると共に、アメリカ国民の政治文化への高い評価のためでもある。ある論文で彼はこう述べている。「アメリカ憲法とその現実 (Practice) は、人類の政治史において唯一無比の最大級の偉業である」(Dahrendorf, "Europe and America: A Reassessment", in: Viola Herms Drach [eds.], *Germany in World Politics*, Gyro Press: New York, 1979, p. 116.)。
- (26) Dahrendorf, *The New Liberty*, p. 45. (邦訳、九一頁)。
- (27) Dahrendorf, *Lebenschancen*, SS. 170-1. (邦訳、一六五頁)。また *Gesellschaft und Demokratie in Deutschland*, S. 82 では同じ過程を市民権の市民的要素、政治的要素、社会的要素への発展として説明し、それぞれ一八世紀、一九世紀、二〇世紀に認められるようになったとしている。この過程を法律学的に表現するなら、「法の下の平等権」から「参政権」へ、さらには「社会権」へと人権の解釈が拡大されてきた、といえよう(宮沢俊義「憲法講話」岩波書店、一九六七年、IVとVを参照されたい)。
- (28) 《結果の平等》とは、《機会の平等》との対比でD・ベルらが用いている概念である。個人間の競争によって、地位、所得、権威にさまざまな相違が結果として生じてくるのだが、《機会の平等》のほうは、それを認めながら、すべての市民が公正に



- 競争できるように、不利な立場にある者に救済手段を講じ、同じ条件で競争のスタート・ラインに立てるようにしよう、とするものである。これに対して『結果の平等』は、競争の結果として生じる地位、所得、権威などの格差を政策的措置によって等しくしようというものである。極端な所得再分配などが、その一例だが、最低賃金ならぬ、「最高賃金」を定めようというような動きのあることを指している。Daniel Bell, *The Cultural Contradiction of Capitalism*, pp. 263-4. (林雄二郎訳『資本主義の文化的矛盾』下巻、講談社、一九七七年、一五八―一六〇頁)。
- (38) Dahrendorf, *Lebenschancen*, 1979, SS. 178-9. (邦訳、一七一頁)。
- (39) Dahrendorf, *The New Liberty*, p. 46. (邦訳、九四頁)。
- (40) *Idem*, p. 46. (邦訳、九四頁)。ここで彼はドイツ社会民主党(SPD)の青年組織(Jusos)の活動などを考えていると思われる。党大会への代議員選出の集会を長々とした議論で引き延ばし他の党員の帰るのを待って、自分たちが勝てるように選挙する戦術がとられている。日本では、学生自治会で、少数派の執行部が多数派の一般学生に対してとる戦術を想起させればよろう。
- (41) ダーレンドルフ『現代文明とって「自由」は何か?』(日本語版への序文、I頁)。
- (42) Dahrendorf, *Lebenschancen*, S. 182. (邦訳、一七四頁)。
- (43) Dahrendorf, *The New Liberty*, p. 27. (邦訳、五四頁)。
- (44) Dahrendorf, "Citizenship and Beyond: The Social Dynamics of an Idea", *Social Research*, vol. 41, 1974, p. 697.
- (45) *Idem*, p. 697. なお、イタリヤの政治学者ポピオは、ダーレンドルフのこの『完全な市民』(The Complete Citizen)を“the total citizen”と呼ぶが、この概念をかわるつ注目している(Norberto Bobbio, *The Future of Democracy*, translated by Roger Giffin, Polity Press: Cambridge, 1987, p. 162, footnote 12).
- (46) Dahrendorf, *The New Liberty*, pp. 26-8. (邦訳、七五―八頁)。
- (47) *Idem*, p. 95. (邦訳、一九二頁)。
- (48) Dahrendorf, *Reisen nach innen und außen*, Deutsche Verlags-Anstalt: Stuttgart, 1984, S. 66.
- (49) Dahrendorf, *Lebenschancen*, SS. 182-3. (邦訳、一七四頁)。
- (50) *Idem*, S. 161. (邦訳、一五五―一六頁)。
- (51) ダーレンドルフ、加藤秀治郎訳『批判勢力の奇妙な消滅』(『アステイオン』一九八八年夏季号、TBSブリタニカ、九九頁)。同論文は英語で書かれたものだが、英語やドイツ語では未発表。原題は“Democracy in Europe: The Strange Disap-

- pearance of the Opposition”.
- (43) 同、一〇〇頁。
- (44) 同、一〇二頁。
- (45) Samuel P. Huntington et al., *The Crisis of Democracy*, New York University Press: New York, p. 194. (綿貫譲治監訳『民主主義の統治能力』サイマル出版会、一九七六年、二二〇頁)。
- (46) ダーレンドルフのこの定義は、統治能力に関する国際研究プロジェクトの参加者である綿貫譲治氏が別な箇所を下した定義に近い。「民主主義の基本的特徴を保持した上で——いいかえればその制約下で——、それぞれの社会が、その内外において直面する課題に取り組み、その課題の解決に必要な変化を導入する能力」というのがそれである(綿貫譲治『日本政治の分折視角』中央公論社、一九七六年、八頁、傍点加藤)。だが、この定義の傍点を付した部分の強調は綿貫氏のレポート(前掲書『民主主義の統治能力』所収)には窺えなう。
- (47) Dahrendorf, *Lebenschancen*, SS. 155, 191. (邦訳「一五二」一八二頁)。
- (48) Dahrendorf, *The New Liberty*, p. 95. (邦訳「一九三頁」)。
- (49) Dahrendorf, *Der Liberalismus und Europa*, S. 93.
- (50) Dahrendorf, “On the Governability of Democracies”, in: Roy C. Macridis and Bernard E. Brown (eds.), *Comparative Politics*, sixth ed., Dorsey Press: Chicago, 1986, p. 389. (この論文の初出は、”Effectiveness and Legitimacy: On the ‘Governability’ of Democracies”, *The Political Quarterly*, October-December 1980)。「ダーレンドルフの述べている『一ポラチズム』、集団政治、コレクティヴィズムなど、知られた名称もあるが、名づけるとすれば、政治の動脈硬化症と呼ぶべき」。
- (51) Dahrendorf, *Lebenschancen*, SS. 144-5. (邦訳「一四二頁」)。
- (52) Dahrendorf, “On the Governability of Democracies”, p. 391. (「」の中は加藤が補ったもの)。
- (53) 役割、利害の錯綜から、「人が何を欲しているかは状況と事情に大きく左右されることになっている。事情が異なると同じ個人の利害は違ったものとなる。これはもちろん、そのような個人が一つの階級や身分に全面的には属さなくなっている」とを前提とする。「これは彼らが特定政党の支持者でなく、浮動票層になっていることを意味する」(参照: Dahrendorf, *On Britain*, p. 76. 邦訳「一〇四頁」)。
- (54) Dahrendorf, *Lebenschancen*, S. 145. 邦訳「一四二頁」)。

付記 本論文は、多田真鋤教授退職記念論文集の一篇として寄稿していただいたものである。編集の都合によりこれを普通号に掲載させていただいた。法学研究編集委員会としてあつく御礼申し上げます。

法学研究編集委員会